

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置等について（案）

中央環境審議会大気環境部会に微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会を置くこととするほか、所要の改正を行うため、中央環境審議会運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について（平成13年3月19日付け大気環境部会決定）の一部を次のように改正する。

第1項中「環境基準専門委員会」を「微小粒子状物質環境基準専門委員会」に改め、「有害大気汚染物質排出抑制専門委員会」の前に「微小粒子状物質測定法専門委員会」を加え、「微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会」を削り、第7項を削り、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項中「環境基準専門委員会」を「微小粒子状物質環境基準専門委員会」に、「有害大気汚染物質」を「微小粒子状物質」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4. 微小粒子状物質測定法専門委員会においては、微小粒子状物質に係る測定法に関する専門の事項を調査する。

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の
設置について（改正案を反映した条文）

平成13年	3月19日	部会決定
平成16年	7月1日	改正
平成16年	9月30日	改正
平成17年	10月7日	改正
平成20年	1月29日	改正
平成20年	6月13日	改正
平成20年	月 日	改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。
 - 健康リスク総合専門委員会
 - 微小粒子状物質環境基準専門委員会
 - 微小粒子状物質測定法専門委員会
 - 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
 - 自動車排出ガス専門委員会
 - 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会
 - ~~微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会~~
2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
3. 微小粒子状物質環境基準専門委員会においては、微小粒子状物質有害大気汚染物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。
4. 微小粒子状物質測定法専門委員会においては、微小粒子状物質に係る測定法に関する専門の事項を調査する。
- ~~5.~~ 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
- ~~6.~~ 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
- ~~7.~~ 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

~~7. 微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会においては、微小粒子状物質に係る定量的リスク評価手法に関する専門の事項を調査する。~~

8. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。